

## Client Alert

2020年1月号 (Vol.73)

1. はじめに
2. 知的財産法：「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」の公表
3. 競争法／独禁法：公取委、企業結合ガイドライン等の改定と、デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関するガイドラインの策定を公表
4. エネルギー・インフラ：FIT 制度見直しに関する中間とりまとめ案の公表／発電側基本料金についての調達価格算定委員会での議論開始
5. 労働法：厚労省、パワハラ指針案を取りまとめる
6. 会社法：改正会社法が成立
7. 危機管理：米国 SEC、内部通報プログラムの年次報告を公表
8. 一般民事・債権管理：民事裁判の IT 化に向けた骨子案の策定
9. M&A：オープンイノベーション促進税制の創設
10. ファイナンス・ディスクロージャー：有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載に係る課徴金事例
11. 税務：令和 2 年度税制改正大綱の閣議決定・公表
12. 中国・アジア（ベトナム）：新労働法の成立
13. 新興国（ロシア）：データローカライゼーション規制違反に対する罰金の導入
14. 国際訴訟・仲裁：国際商業会議所（ICC）、中国・香港間の保全処分に関する相互援助制度に関するプラクティスノートを公表

### 1. はじめに

初春のお慶びを申し上げます。

本年もよろしく願いいたします。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2020 年 1 月号 (Vol.73) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

### 2. 知的財産法：「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」の公表

個人情報保護委員会は、2019 年 12 月 13 日、「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し制度改正大綱」を公表しました。

これは、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）の平成 27 年改正法附則 12 条 3 項において、平成 27 年改正法（全面施行は 2017 年 5 月 30 日）の施行後 3 年

## Client Alert

ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされたこと等に基づき、検討が進められてきたものです。

同大綱では、個別検討事項として、以下の7つの項目に分類をした上で、検討事項が記載されています（このほか、継続的な検討課題として課徴金制度の導入の是非が記載されています。）。

- ① 個人データに関する個人の権利の在り方
- ② 事業者の守るべき責務の在り方
- ③ 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方
- ④ データ利活用に関する施策の在り方
- ⑤ ペナルティの在り方
- ⑥ 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方
- ⑦ 官民を通じた個人情報の取扱い

これらの検討事項として記載された項目には、現行実務の運用に影響を与える可能性がある項目も少なくありません。具体的には、例えば、開示等の対象となる保有個人データの範囲拡大（上記①）、漏えい等を個人情報保護委員会へ報告することを一定の場合には法令上の義務とすること（上記②）、「仮名化情報（仮称）」（他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないよう加工された個人情報）という類型の創設、提供先において個人データとなる情報への個人データの第三者提供を制限する規律の適用（上記④）等が挙げられます。

同大綱は、現在、1月14日までのパブリックコメントの手續に付されておりますが、当該パブリックコメントで提出された意見等も踏まえ、法律により対応を行う事項については、法案化の作業を進め、来年の通常国会への改正案の提出を目指すとしておりますので、立法化に向けた今後の動向も注視する必要があります。

<参考資料>

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」の公表及び同大綱に対する意見募集

<https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20191213/>

パートナー 岡田 淳

☎ 03-5220-1821

✉ [atsushi.okada@mhm-global.com](mailto:atsushi.okada@mhm-global.com)

カウンセラー 佐々木 奏

☎ 03-6266-8510

✉ [susumu.sasaki@mhm-global.com](mailto:susumu.sasaki@mhm-global.com)

## Client Alert

### 3. 競争法／独禁法：公取委、企業結合ガイドライン等の改定と、デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関するガイドラインの策定を公表

2019年12月17日、公取委は、

- ① 同年10月4日に改定原案を公表して意見募集を行っていた、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」
- ② 同年8月29日に原案を公表して意見募集を行っていた、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」

について、原案を若干修正した上で、同日付けで施行することを公表しました。

それぞれの概要は、原案公表時に本レターでご紹介したとおりです（①につき [Client Alert 2019年11月号 \(Vol.71\)](#)、②につき [Client Alert 2019年9月号 \(Vol.69\)](#)）。いずれも政府の成長戦略実行計画を契機に作業が進められたものであり、①については、デジタル分野の企業結合案件に的確に対応するため、デジタルサービスの特徴を踏まえた企業結合審査の考え方を明確化するとともに、主にスタートアップ企業の買収を念頭に、届出基準を満たさない場合でも、買収額が大きく、かつ日本の需要者への影響が見込まれる案件については公取委が企業結合審査を行う旨を明確化するもの、②については、デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用規制の考え方を明確化することにより、法運用の透明性を一層確保し、デジタル・プラットフォーム事業者の予見可能性を向上させることを目的とするものであり、デジタル経済への独禁法の適用や執行に関する公取委の考え方を明らかにしたものであるという点で共通しています。

上記①②とも、原案に示された考え方を大きく変えるものではありませんが、②については、原案に寄せられた意見を踏まえ、適用対象となる「デジタル・プラットフォーム事業者」や「個人情報等」といった用語の定義や、優越的地位及び濫用と認められる具体的な行為類型に関する考え方について、例示を拡充する等して説明を追記し、予見可能性の向上が図られています。

上記①は、原案公表時にもご紹介したとおり、デジタル分野の企業結合案件以外にも関係する改定を含んでいること、上記②は新規に策定されたガイドラインであることから、いずれも、原案に寄せられた意見に対する公取委の説明も踏まえて十分に検討しておくことが望まれます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

## Client Alert

#### 4. エネルギー・インフラ：FIT 制度見直しに関する中間とりまとめ案の公表／発電側基本料金についての調達価格算定委員会での議論開始

2019年12月12日、再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会が、FIT 制度の抜本見直しについての今後の検討の方向性に関する「中間とりまとめ（案）」を公表しました。同案については、12月26日にパブリックコメントに付されています（2020年1月24日まで）。

同案では、電源の特性に応じた支援制度を検討すべきであるとして、「発電コストが着実に低減している電源又は低廉な電源として活用しうる電源」（大規模事業用太陽光発電、風力発電等）については、競争力ある電源への成長が見込まれる電源（競争電源）として、また、「需要地に近接して柔軟に設置できる電源」（住宅用太陽光発電、小規模事業用太陽光発電等）や、「地域に賦存するエネルギー資源を活用できる電源」（小規模地熱発電、小水力発電、バイオマス発電等）については、需給一体的に活用され災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に貢献することにより地域において活用されうる電源（地域活用電源）として、まず区別されています（地域活用電源の要件については別途調達価格等算定委員会での検討が行われています。）。

その上で、競争電源については、FIP（Feed in Premium）制度の導入を念頭に検討を進めていくことが改めて確認され、①プレミアム付与の在り方（FIP 価格や参照価格の決定方法等）、②対象となる電源区分、③発電事業者による市場取引の在り方（kWh 価値、インバランス負担、環境価値の取扱等）といった論点に関し、今後の検討の方向性が示されています。他方、地域活用電源については、一定の要件（地域活用要件）を設定した上で、当面は現行 FIT 制度の基本的な枠組みを維持することが適切である旨を確認しつつ、地域活用要件に関し、想定される電源の類型ごとに要件設計の方向性が検討されています。

さらに、同案の中では、こうした新制度に関する検討に加え、既存の FIT 認定案件に関しても、未稼働案件の放置防止の観点から、長期にわたり運転が開始されない場合には FIT 認定を失効させる等の措置を新たに講じることが検討されています。

また、2019年12月27日には、調達価格等算定委員会において、FIT 電源に対する発電側基本料金の調整措置に関する議論も開始されました。これまでの「FIT 買取期間中の電源については、発電側基本料金による追加コストを転嫁することが制度上困難である。」という前提の下での議論を大きく転換し、「他の電源と同様に、FIT 電源についても転嫁を通じた調整が行えること」を踏まえた検討が行われている点が注目されます。具体的にどのような形で「転嫁」による調整を行うかについては今後の議論を待つ必要がありますが、「賦課金」による調整については委員の中でも慎重な意見が多いことや、利潤配慮期間内の事業用太陽光について調達価格設定時の想定コストとの乖離を考慮すべき旨の指摘がなされている点等には留意が必要でしょう。

## Client Alert

以上のとおり、両委員会では今後の再エネ法制の土台となる重要な議論が行われているため、再エネ発電事業者等の関係者においては、引き続き議論を注視していく必要があります。

パートナー 小林 卓泰  
☎ 03-5223-7768  
✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)  
アソシエイト 山路 諒  
☎ 03-6213-8126  
✉ [ryo.yamaji@mhm-global.com](mailto:ryo.yamaji@mhm-global.com)

## 5. 労働法：厚労省、パワハラ指針案を取りまとめる

2019年12月23日、厚労省は、第24回労働政策審議会雇用環境・均等分科会において「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（案）」（パワハラ指針）<sup>1</sup>等を取りまとめ、諮問しました。パワハラ指針の告示は、2020年1月上旬に予定されています。

パワハラ指針の素案については、[Client Alert 2019年11月号（Vol.71）](#)にて概要を説明いたしましたが、今回取りまとめた指針案についても、当該素案から大きな変更はなく<sup>2</sup>、パワハラの定義及び解釈、パワハラに該当する例及び該当しない例の提示、事業主がとるべきパワハラ防止措置の内容を示すものになっております。

なお、これら以外にも、パワハラ指針では、「事業主が自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組の内容」として、他の事業者に雇用されている労働者や就活生、個人事業主、インターンシップ生に対する言動についても必要な注意を払うよう努めることが望ましいとしつつ、パワハラ防止措置義務を明確化する際に、これらの労働者以外の者に対する言動についても、同様の方針を併せて示すことが望ましいとされています。また、取引先からのパワーハラスメントや、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）に対しても、必要な体制の整備や被害者への配慮のための取り組みを行うことが望ましいとされています。

また、2019年12月4日、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、上記パワハラ防止措置義務を含めた当該改正法の施行期日が、2020年6月1日（中小事業主は2022年4月1日）と定められました。各企業においては、パワハラ指針の内容を踏まえつつ、規程類の見直しや相談窓口の設置等といった対応を進めていく必要があります。

<sup>1</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/000578268.pdf>

<sup>2</sup> 2019年11月21日から同年12月20日にかけてパブリックコメントが募集されており、1,100件を超える多くの意見が寄せられました。主な意見については厚労省のHP（<https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/000579339.pdf>）にて公表されています。

## Client Alert

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)

アソシエイト 南谷 健太

☎ 03-6266-8540

✉ [kenta.minamitani@mhm-global.com](mailto:kenta.minamitani@mhm-global.com)

## 6. 会社法：改正会社法が成立

2019年12月4日、「会社法の一部を改正する法律」（「改正法」）及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（「改正整備法」）が成立し、同月11日に交付されました。改正法は、同年2月14日の法制審議会総会において決定された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（「要綱」）に基づき法務大臣の答申を経て、閣議決定された「会社法の一部を改正する法律案」（「本法案」）を原案とするもので、改正法は、その大部分が本法案のとおりに成立しています（要綱の詳細については、[Client Alert 2019年2月号（Vol.62）](#)、本法案の詳細については、[Client Alert 2019年11月号（Vol.71）](#)をご参照ください。）。

もっとも、要綱及び本法案に含まれていた、株主提案権に関する規律のうち、「目的等による株主提案の制限」に関する規律（本法案によって改正された場合の会社法304条2号、3号、305条6項2号、3号）は、衆議院における審議の結果、削除されました。不適切な目的等を理由とする株主提案の制限については、民法における権利濫用の一般法理との関係を整理すべきであるとの指摘や、当該株主提案が権利の濫用に該当するかどうかのより明確な規律を検討すべきであるとの指摘を踏まえて削除されたものです<sup>3</sup>。但し、目的等による株主提案の制限に関する規律は、現行法下では株主提案が権利の濫用に該当する場合が明確でなく対応に躊躇する可能性があることを踏まえ権利の濫用に該当するであろう典型的な場合を明文化したものです<sup>4</sup>、当該明文の規律が含まれないこととなった改正法下においても、不適切な目的等を理由とする株主提案が行われ権利の濫用に当たる場合には、会社は権利濫用法理に基づいてこれを拒否することができるものと解されます。

改正会社法の施行日は、原則として、公布の日（2019年12月11日）から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とされています（改正法附則1条本文）。但し、株主総会資料の電子提供制度については、保管振替機構等のシステム整備に一定の期間を要することから、公布の日から起算して3年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とされています（改正法附則1条但書）。また、それ以外の改正項目についても、関連する政省令の整備に一定の時間を要することから、2020年6月総会において、改正法が適用される可能性は高くないと考えられます。もっとも、今

<sup>3</sup> 第200回国会参議院法務委員会第8号（2019年11月28日）日吉雄太衆議院議員発言参照

<sup>4</sup> 第200回国会衆議院法務委員会第9号（2019年11月19日）小池邦夫政府参考人発言参照

## Client Alert

回の会社法改正は、各社の実務に大きな影響を与えることから、各社は、改正会社法施行に備えた対応を早期に検討する必要があります。

<参考資料>

法務省：会社法の一部を改正する法律について（2019年12月11日）

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html)

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)

### 7. 危機管理：米国 SEC、内部通報プログラムの年次報告を公表

我が国においても不正発覚の端緒として内部通報の重要性が高まっていますが、本レターでは、米国証券取引委員会（SEC）が2019年11月15日に公表した2019年の内部通報プログラムの年次報告から、米国における通報の状況を概観します。

当該年次報告の概要は以下のとおりです。

- ・2019年においては、合計8名の通報者に対して、合計約60百万ドルの報奨金が与えられた。うち1名への報奨金の金額は、史上3番目の金額となる37百万ドルであった。
- ・2019年の通報数は、史上2番目の5,200件超であり、うち、企業開示・財務諸表に係る不正（Corporate Disclosure and Financials）に関する通報が全体の21%を占め最大となっている。
- ・通報は、米国外からもなされており、2019年においては、70か国から479件の通報があった。なお、日本からも4件の通報があった。

米国のドット=フランク法下における内部通報プログラムでは、米国証券法違反に係る事実に関して、SECによる1百万ドル以上の制裁金の獲得につながった通報者に対してはその内容に応じて10~30%の報奨金を与えるとされており、通報者に金銭的インセンティブを付与する仕組みとなっています。米国においては、このように私人に対して金銭的なインセンティブを付与することで社会全体の便益を向上させるという制度設計は他にも見られるものですが、実際、その効果を上げているように見えます。

我が国における公益通報者保護法を中心とする内部通報制度は、公益通報者に対する不利益を防ぐことを主眼としており、通報者に金銭的インセンティブを付与するような制度設計とはされておらず、また、米国のような制度設計が我が国に馴染むかは議論が

## Client Alert

あるところですが、将来的には、何らかの金銭的インセンティブを付与することも検討課題となる可能性もあります。

パートナー 藤津 康彦  
☎ 03-6212-8326  
✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)  
アソシエイト 宮田 俊  
☎ 03-6266-8732  
✉ [suguru.miyata@mhm-global.com](mailto:suguru.miyata@mhm-global.com)

## 8. 一般民事・債権管理：民事裁判のIT化に向けた骨子案の策定

2019年12月9日、法務省や内閣府、最高裁、日弁連等が参加する民事司法制度改革推進に関する関係省庁連絡会議幹事会が、国際化社会の一層の進展を見据えた民事司法の在り方等に関して、取りまとめ骨子（案）（「本骨子案」）を作成しました。その内容は大きく①裁判のIT化、②知財司法、③国際仲裁、④国際化社会の進展に伴って必要とされるその他の方策により構成されますが、以下では、このうち①の主な内容について紹介いたします。

民事裁判での書面提出方法は、現在、原則として裁判所への持ち込みや郵送、ファックスに限られています。しかし、このような方法では、当事者や訴訟代理人弁護士にとって、書面を印刷して裁判所や相手方に送付する等、負担が大きく、訴訟手続きに手間や時間を要する一因となっていました。

本骨子案では、法務省や最高裁から、国民の司法アクセスが後退しないよう配慮しつつ、段階的に全面オンライン化を実現することが提言されており、まず訴訟の代理人弁護士に裁判関係書類のオンライン提出を義務付け、将来的には弁護士を付けない本人訴訟でも義務化の対象とすることが議論されています。さらに、最高裁からは、新たな法改正をまず、現行の民事訴訟法132条の10（電子情報処理組織による申立て等に関する規定）に基づき、準備書面等の一定の書面についてのオンライン提出が先行実施されることが期待される旨の提言もなされています。また、法務省や最高裁、日弁連からは、民事訴訟のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備として、ITに不慣れな当事者等を、裁判所や法テラス等の公的機関はもとより、弁護士・司法書士や弁護士会・司法書士会等がサポートすることが提言されています。

以上のような本骨子案の内容が実現されると、今後の民事裁判における訴訟準備・遂行の在り方に大きな影響を及ぼすことになることから、今後の動きを注視していく必要があります。

パートナー 横田 真一郎  
☎ 03-6216-8365  
✉ [shinichiro.yokota@mhm-global.com](mailto:shinichiro.yokota@mhm-global.com)  
アソシエイト 川端 健太  
☎ 03-6266-8743  
✉ [kenta.kawabata@mhm-global.com](mailto:kenta.kawabata@mhm-global.com)



## Client Alert

## 9. M&amp;A：オープンイノベーション促進税制の創設

2019年12月12日、与党により令和2年度税制改正大綱（「大綱」）が公表され、同12月20日に閣議決定されました。M&A実務との関係では、国内の事業会社及びコーポレートベンチャーキャピタル（CVC）が設立後10年未満の未上場ベンチャー企業に1億円以上を出資する場合に、出資額の25%を所得金額から控除して税負担を軽減する「オープンイノベーション促進税制」の創設が注目に値します。

「オープンイノベーション促進税制」は、大企業等による、イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金供給の促進を政策目的として創設された制度であり、2020年4月1日から2022年3月31日までの間に行われた出資に適用されます。出資を行う法人が大企業の場合は1億円以上、中小企業の場合は1,000万円以上の金銭による出資が、また、出資を行う法人の規模にかかわらず、海外のベンチャー企業への出資の場合は5億円以上の金銭による出資が、それぞれ要件となります。また、出資後5年間の株式保有が要件となっており、5年以内に株式譲渡や配当の受取り等の特別勘定の取崩し事由に該当する行為が行われた場合には、控除額を益金算入しなければならない点に、留意する必要があります。

なお、その他の大綱の概要については、11. 令和2年度税制改正大綱の閣議決定・公表をご参照ください。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アシエイト 芝村 佳奈

☎ 03-5220-1883

✉ [kana.shibamura@mhm-global.com](mailto:kana.shibamura@mhm-global.com)

## 10. ファイナンス・ディスクロージャー：有価証券報告書「コーポレート・ガバナンスの状況」の虚偽記載に係る課徴金事例

証券取引等監視委員会は、2019年12月6日、上場会社の有価証券報告書における「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況」の記載について実態とは異なる記載がされていること等により、有価証券報告書の虚偽記載が認められるとして、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に勧告しました。

有価証券報告書においては、コーポレート・ガバナンスの状況等として、企業統治の体制の概要や企業統治に関する事項（内部統制システムの整備の状況等）を記載しなければならないとされています。本件は、勧告の対象となった上場会社が、かかる内容として、取締役会が原則月1回開催されていること、取締役の業務執行について監査役に

## Client Alert

よる厳正な監査が行われていること、内部統制システムの整備として、コンプライアンス担当取締役の任命や監査役と会計監査人との意見交換会を実施していること等を記載していましたが、実態はいずれも上記のとおり行われていなかったことを虚偽記載の理由とするものです。

これまでの証券取引等監視委員会による有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金事例の多くは、不適正な会計処理等を理由とする財務諸表の虚偽記載等、有価証券報告書に記載された数値に係る虚偽記載を摘発したのですが、本件は、かかる数値ではなく記述情報の虚偽記載を摘発した点が注目されます。昨今、有価証券報告書における記述情報の充実化への動きが高まっていますが、本件も踏まえて、今後は、記述情報の正確性についてもより慎重な検討が必要となります。

パートナー 鈴木 克昌  
☎ 03-6212-8327  
✉ [katsumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhm-global.com)  
アソシエイト 森田 理早  
☎ 03-6213-8124  
✉ [risa.morita@mhm-global.com](mailto:risa.morita@mhm-global.com)

## 11. 税務：令和2年度税制改正大綱の閣議決定・公表

2019年12月20日、「令和2年度税制改正の大綱」（「本税制改正大綱」）が閣議決定され、公表されました。このうち法人課税に関するものとしては、①連結納税制度の見直し、②子会社配当に伴う子会社株式の帳簿価額の調整、及び③オープンイノベーション促進税制の創設が特に注目されています。

まず①の連結納税制度については「グループ通算制度」へ移行するものとされています。従来の連結納税制度とグループ通算制度との相違点のうち、とりわけ、(i)納税単位がグループ単位ではなくグループ内の各法人となる点、(ii)グループ内の損益通算の方法が、各欠損法人の欠損金額の合計額を各所得法人の所得金額によるプロラタ計算により按分する方法となる点等が注目されます。なお、連結納税制度と同様、グループ通算制度でも包括的否認規定は維持される見通しです。このグループ通算制度は2022年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

また②について、子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応として、子会社株式の帳簿価額を調整する仕組みが新たに創設される見通しです。この仕組みは、特別支配関係（議決権ベースで50%超の直接又は間接の保有関係をいいます。）にある子会社から受ける一定の配当等の額（「対象配当金額」）のうち、親法人で益金不算入となった額のみ、当該子会社株式の帳簿価額を引き下げる、というものです。この仕組みにより、配当等によって子会社の時価を帳簿価額より低くしたのち、子会社株式を譲渡することによって、意図的に譲渡損失を発生させる租税回避行為が封じられます。なお、特定支配関係が生じてから10年が経過して以降の配当や、対象配

## Client Alert

当金額が 2,000 万円を超えない場合等は対象外とされています。この制度の具体的な適用開始時期は明記されていません。

なお③については、9. M&A : オープンイノベーション促進税制の創設をご参照ください。

今後、本税制改正大綱に基づいて各関係法が国会で審議されることとなるため、国会での議論状況によっては、実際に本税制改正大綱の内容どおりに改正が実現しない可能性や、制度内容が修正される可能性もあります。したがって、今後の国会での審議状況を注視する必要があります。

<参考資料>

財務省 HP 「令和 2 年度税制改正の大綱」(2019 年 12 月 20 日)

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/20191220taikou.pdf)

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 安部 慶彦

☎ 03-6213-8161

✉ [yoshihiko.abe@mhm-global.com](mailto:yoshihiko.abe@mhm-global.com)

## 12. 中国・アジア（ベトナム）：新労働法の成立

従前よりベトナムの現行労働法の改正が議論されていましたが、改正労働法が国会の承認を受けて 2019 年 11 月 20 日に成立しました（2021 年 1 月 1 日施行）。現行労働法からの変更点は多岐にわたりますが、特に重要と思われる内容をご紹介します。

### (1) 残業時間の上限

残業時間の 1 ヶ月あたりの上限は、現行法の 30 時間から 40 時間に増やされました。他方、1 年あたりの上限は、400 時間までの増加の可能性が議論されていましたが、原則 200 時間、特別な場合には 300 時間とする現行法の枠組みが維持される結果となりました。

### (2) 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への移行の例外

現行法と同様、有期労働契約（最長 36 ヶ月）は原則として 1 度しか更新できず、更新後の期間満了後は期間の定めのない労働契約へ移行しますが、①国営企業の director、②定年に達した者、③外国人、④労働者代表組織の管理委員会のメンバーとの労働契約については、例外として、更新後の期間満了後も再度有期労働契約を締結できることとされました。

### (3) 労働者側からの有期労働契約の解除

現行法上、労働者側から有期労働契約を期間満了前に一方的に解除できるのは法定の解除事由がある場合に限定されていますが、新労働法では、契約期間に応じて定められた期間（12 ヶ月未満の場合は 3 日以上前、12 ヶ月以上の場合は 30

## Client Alert

日以上前)までに事前通知を行うことにより、理由を問わず労働者側から解除することが可能となりました。また、一定の法定事由がある場合には、事前通知なく解除することが認められました。

## (4) 使用者側からの労働契約の解除

使用者側から一方的に労働契約を解除できる場合として、現行法上の法定事由に加え、労働者が正当な理由なく5日以上連続して欠勤した場合や、労働者から提供された虚偽の情報に基づき労働契約が締結された場合等が規定されました。

上記のほか、電子的方法による労働契約の締結、定年の段階的延長(男性62歳、女性60歳)、祝日の追加に関する規定等が新設されました。新労働法の成立・施行に伴い、今後、詳細を定める政令や通達が整備されていくものと予想されます。

パートナー 江口 拓哉

☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン)

☎ 03-5223-7745 (東京)

✉ [takuya.eguchi@mhm-global.com](mailto:takuya.eguchi@mhm-global.com)

アソシエイト 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)

✉ [kenji.nishio@mhm-global.com](mailto:kenji.nishio@mhm-global.com)

アソシエイト 川上 愛

☎ +84-28-3622-2603 (ホーチミン)

✉ [ai.kawakami@mhm-global.com](mailto:ai.kawakami@mhm-global.com)

### 13. 新興国(ロシア): データローカライゼーション規制違反に対する罰金の導入

2019年12月2日、ロシア連邦法405-FZ号(「本改正法」)が成立し、同日施行されました。本改正法により、データローカライゼーションの規制に関するロシア連邦法2425-FZ号(2014年7月21日制定、2015年9月1日施行)に違反した場合には罰金が科されることとなりました。

上記ロシア連邦法2425-FZ号の施行後は、ロシア国内外の事業者を問わず、ロシア国民の個人情報を収集する事業者は、当該個人情報をロシア国内で保存、管理することが要求されていました。もっとも、当該規制に違反した場合の罰金等は規定されておらず、違反事業者にあり得る不利益は、監督当局による当該事業者のウェブサイトへのアクセス遮断に限定されており、また当局の摘発も必ずしも積極的とはいえない状況でした。しかし、本改正法により、上記規制に違反した事業者は、2,000,000~6,000,000ロシアルーブル(約350万~1,051万円(2020年1月8日時点のレート。以下同じ。))の罰金が、上記規制に違反した事業者のデータ保護責任者又は最高経営責任者に対しては100,000~200,000ロシアルーブル(約18万~35万円)の罰金がそれぞれ科される

## Client Alert

ことになりました。また、初回の罰金支払い期限から1年以内に再度上記規制に違反した場合には、当該事業者は6,000,000～18,000,000 ロシアルール（約1,051万～3,152万円）、当該事業者のデータ保護責任者又は最高経営責任者に対しては500,000～800,000 ロシアルール（約88万～140万円）の罰金がそれぞれ科されることになりました。

本改正法により、データローカライゼーション規制違反の場合には多額の罰金の支払による経済的なインパクトも生じ得ることとなります。また、罰金の導入に伴い、監督当局による摘発が活発化する可能性も否定できないことから、事業の運営においてロシア国民の個人情報収集する可能性のある事業者は、データローカライゼーション規制に関する動向について引き続き注視する必要があります。

パートナー 土屋 智弘  
☎ 03-5223-7740  
✉ [tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com](mailto:tomohiro.tsuchiya@mhm-global.com)

アソシエイト 大段 徹次  
☎ 03-6213-8180  
✉ [tetsuji.odan@mhm-global.com](mailto:tetsuji.odan@mhm-global.com)

アソシエイト 四宮 雄紀  
☎ 03-5220-1884  
✉ [yuki.shimiya@mhm-global.com](mailto:yuki.shimiya@mhm-global.com)

アソシエイト 湯浅 哲  
☎ 03-6266-8554  
✉ [tetsu.yuasa@mhm-global.com](mailto:tetsu.yuasa@mhm-global.com)

#### 14. 国際訴訟・仲裁：国際商業会議所（ICC）、中国・香港間の保全処分に関する相互援助制度に関するプラクティスノートを発表

2019年4月2日、中華人民共和国の最高人民法院と香港政府が、仲裁手続の当事者が用いる裁判所の暫定措置に関する相互援助に関する合意（「中・香港合意」）を締結し、2019年10月1日に発効しています。

仲裁手続の一方当事者が財産や証拠の保全等を目的として暫定措置を裁判所に求めることは、中・香港合意発効に至るまで、中国本土においてはこのような裁判所による暫定措置が認められていませんでした（なお、かかる裁判所による暫定措置がUNCITRALモデル仲裁法において認められていることについては、[Client Alert 2019年11月号（第71号）](#)をご参照）。中・香港合意により、香港を仲裁地とし、一定の仲裁機関（HKIAC、CIETAC、ICC等）が管理する仲裁手続における当事者は、中国の管轄裁判所に対し、財産の保全、証拠の保全、他方当事者に対する作為又は不作為の命令等を内容とする暫定措置（Interim Measures）を命じることができるようになっています。

## Client Alert

2019年12月1日、国際商業会議所（ICC）は、中・香港合意に基づく適格機関である、香港にあるICC仲裁裁判所事務局アジア支部（International Court of the International Chamber of Commerce Asia Office in Hong Kong、「アジア支部」）を通じてICC仲裁規則に基づいて行われる、香港を仲裁地とする仲裁手続のために中国本土の裁判所に対して行う暫定措置の申立てについて、プラクティスノートを発表しました。なお、中国の最高裁にあたる最高人民法院は、2019年9月26日に、当該合意に関するコメントを公表していますが、今回のプラクティスノートは、これを踏まえたものとなっています。

当該プラクティスノートには、①中・香港合意に基づいて暫定措置の申立てが可能となる仲裁手続の範囲（2019年10月1日以降に開始され、又は判断がなされる仲裁手続であること、商事仲裁のみを対象とし投資仲裁に適用はないこと等）、②対象となるICC仲裁の範囲（ICC仲裁規則に基づいて、香港を仲裁地として、アジア支部の管理する仲裁手続であること）、③中国の裁判所に対する申立手続の内容（被告住所地又は財産ないし証拠の所在地を管轄する裁判所が管轄裁判所となること、仲裁手続係属にかかわらず、暫定措置の申立てに当たっては、アジア支部への事前の通知及びアジア支部の発行するレターの提出が必要となること、仲裁手続開始前の申立てについて裁判所が暫定措置を認めた場合には20日以内に仲裁申立てを行う必要があり、仲裁申立て受領に関するアジア支部のレターを暫定措置命令から30日以内に裁判所に提出する必要があること等）、④申立てに際して提出すべき書類、⑤当該申立てに関するアジア支部の通知先が記載されています。アジア支部を通じて行われるICC仲裁に関して、中・香港合意に基づいて行われる中国本土における暫定措置であっても、これらの規定に反する場合には無効とされてしまいますので、実際の申立てに当たっては、各規定の確認とその遵守が肝要です。

パートナー 金丸 祐子

☎ 03-6266-8542

✉ [yuko.kanamaru@mhm-global.com](mailto:yuko.kanamaru@mhm-global.com)

## Client Alert

### セミナー情報

[www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html](http://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html)

- セミナー 『法務担当者 基本知識講座〔国内編〕 第9回労働紛争の対応』

開催日時 2020年1月14日（火）13:30～16:30

講師 荒井 太一

主催 経営法友会
  
- セミナー 『ゲノム・遺伝子ビジネスの法的諸問題～全体像を俯瞰した上で、事業者が留意すべき法規制や諸問題を概説～』

開催日時 2020年1月15日（水）14:00～17:00

講師 吉田 和央

主催 株式会社経営調査研究会
  
- セミナー 『施行直後のCCPAの実務対応を中心としたグローバルデータ保護規制の最新動向』

開催日時 2020年1月20日（月）13:00～17:00

講師 田中 浩之

主催 株式会社経営調査研究会
  
- セミナー 『内外の最新実務を踏まえたホテルビジネスに関する法的論点～契約実務 投資ストラクチャー M&A～』

開催日時 2020年1月23日（木）13:30～16:30

講師 蓮本 哲

主催 株式会社 JPI（日本計画研究所）
  
- セミナー 『相続・事業承継の近時の動向』

開催日時 2020年1月24日（金）13:30～16:30

講師 大石 篤史

主催 株式会社経営調査研究会
  
- セミナー 『【追加開催】税務調査で否認されないための国内外の再編・グループ内取引等のプランニング～最近の否認事案の3つの傾向、税務調査で否認されないための対応～』

開催日時 2020年1月27日（月）14:00～17:00

講師 栗原 宏幸

主催 株式会社経営調査研究会

## Client Alert

- セミナー 『本年株主総会に向けての運営上の諸課題の検討』
- 開催日時 2020年2月5日(水) 12:00~14:30
- 講師 菊地 伸
- 主催 一般財団法人産業経理協会

### 文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『ヘルステックの法務 Q&A』(2019年12月刊)  
出版社 株式会社商事法務  
著者 浦岡 洋、岡田 淳、大室 幸子、代 宗剛、大野 志保(編著)  
末岡 晶子、久保田 修平、吉田 和央、徳田 安崇、嶋村 直登、奥  
田 亮輔、中野 進一郎、井上 ゆりか、兼松 勇樹、齋藤 悠輝、川  
崎 靖之(著)
- 論文 「コーポレート・ガバナンス報告書の分析 2019年シーズンのCG  
コードの開示 基本原則2」  
掲載誌 資料版商事法務 428号  
著者 澤口 実、片山 和紀
- 論文 「コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の  
分析 2019年版」  
掲載誌 別冊商事法務 No.446  
著者 澤口 実、太子堂 厚子、内田 修平、香川 絢奈、片山 和紀、齋藤 悠  
輝、位田 陽平、荻野 績、岡 朋弘、河西 和佳子
- 論文 「IoT 先端技術の法律問題(第2回) MaaS と法制度」  
掲載誌 NBL No.1159  
著者 戸嶋 浩二
- 論文 「M&Aにおけるデータ・コンプライアンスの実務(デューデリジェ  
ンス編)」  
掲載誌 NBL No.1160  
著者 岡田 淳、根橋 弘之、中野 玲也(共著)
- 論文 「クラウドファンディングの多様化と成熟化への展開(第3回)  
一法改正による Fintech の実務上の変化と新たな論点一」  
掲載誌 NBL No.1160  
著者 堀 天子、宮田 俊(共著)



## Client Alert

- 論文 「LBO ファイナンスにおける保全のメカニズムー全資産担保の実務とシニア・メザニン間の利益調整の仕組みを中心に」  
掲載誌 金融法務事情 2127号  
著者 松田 悠希
- 論文 「報酬等の方針決定義務化と情報開示」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.20 No.2  
著者 石井 裕介
- 論文 「事業承継の最新動向について」  
掲載誌 月刊監査役 No.702  
著者 酒井 真
- 論文 「外為法改正ー対内直接投資等に関する事前届出審査制度への影響」  
掲載誌 BUSINESS LAWYERS  
著者 東 陽介、大川 信太郎
- 論文 「インド進出にあたって知っておきたい M&A 入門」  
掲載誌 BUSINESS LAWYERS  
著者 御代田 有恒
- 論文 「老人ホームに付属する駐車場の「住宅用地」該当性」  
掲載誌 税研 208号  
著者 小山 浩
- 論文 「多事争論 電力会社のコンプライアンス対策」  
掲載誌 月刊エネルギーフォーラム No.780  
著者 市村 拓斗
- 論文 「データセンターに関する不動産投資の概説」  
掲載誌 ARES 不動産証券化ジャーナル Vol.52  
著者 蓮本 哲
- 論文 「Getting the Deal Through - Cloud Computing 2020 - Japan Chapter」  
掲載誌 Getting the Deal Through - Cloud Computing 2020  
著者 岡田 淳、桑原 秀明

## Client Alert

- 論文 「Getting the Deal Through - Market Intelligence - M&A - Japan Chapter」  
掲載誌 Getting the Deal Through - Market Intelligence - M&A  
著者 関口 健一、松下 憲
  
- 論文 「The Anti-Bribery and Anti-Corruption Review – Japan Chapter」  
掲載誌 The Anti-Bribery and Anti-Corruption Review 8th Edition  
著者 眞鍋 佳奈、梅津 英明、大野 志保
  
- 論文 「Japan's DPA proposes amendments to APPI」  
掲載誌 International Association of Privacy Professionals (IAPP)  
Privacy Tracker  
著者 田中 浩之、北山 昇

### NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

#### ➤ 高松オフィス開設のお知らせ

当事務所は、高松オフィスの開設を決定いたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、四国や中国地区の案件につきましても、東京、大阪をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このような事務所へのご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、香川県高松市に新たな拠点を設けることを決定いたしました。

高松オフィスでは、M&A、会社法関連業務、税務、事業承継等において豊富な経験を有する小山浩弁護士（香川県高松市出身）らが所属し、国内拠点のみならず、北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミンオフィスを含めた当事務所の各海外拠点、及びその他の国の提携法律事務所と密に連携をとりながら、クライアントの皆様のご要望に応じたリーガル・サポートを提供してまいります。

また、高松オフィスは、地域における弁護士業務全般のより一層の活性化を目指すという新たなコンセプトのもと、地元の弁護士の先生方との連携を重視し、他士業等との連携の道を切り拓き、その成果を地域の先生方と分かちあい、加えて、海外と地元の先生方との懸け橋になる等、微力ながら、地域全体の弁護士業務の更なる活性化や展開に努めるとともに、地域経済へのリーガル・サービス提供の充実に貢献することを目指してまいります。

## Client Alert

高松オフィスの開設については、開設に必要となる諸手続を経た上、2020年4月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※高松オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

➤ **Chambers Asia Pacific 2020 にて高い評価を得ました**

Chambers Asia Pacific 2020 で、当事務所は日本における以下の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が下記の分野にて高い評価を得ております。

詳細は Chambers のウェブサイトに掲載されております。

### **分野**

#### **JAPAN**

- ・ Banking & Finance (Band 1)
- ・ Capital Markets (Band 1)
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)
- ・ Competition/Antitrust (Band 1)
- ・ Corporate/M&A (Band 1)
- ・ Dispute Resolution (Band 1)
- ・ Employment (Band 1)
- ・ Insurance (Band 1)
- ・ Intellectual Property (Band 2)
- ・ Investment Funds (Band 1)
- ・ Projects & Energy (Band 1)
- ・ Real Estate (Band 1)
- ・ Restructuring/Insolvency (Band 2)
- ・ Tax (Band 2)

#### **JAPAN - OSAKA**

- ・ General Business Law (Band 2)

#### **MYANMAR**

- ・ General Business Law (Band 2)

## Client Alert

### THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking & Finance (Band 2)
- ・ Corporate/M&A (Band 2)
- ・ Projects & Energy (Band 2)

### 弁護士

#### JAPAN

- ・ Banking & Finance  
Leading Individual: 佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹  
Senior States people: 桑原 聡子
- ・ Banking & Finance: Financial Services Regulation  
Senior States people: 石黒 徹
- ・ Capital Markets  
Leading Individual: 鈴木 克昌、尾本 太郎  
Senior States people: 石黒 徹  
Up and Coming: 根本 敏光
- ・ Capital Markets: J-REITs  
Leading Individual: 藤津 康彦、尾本 太郎
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives  
Leading Individual: 佐藤 正謙、江平 享
- ・ Competition/Antitrust  
Leading Individual: 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹
- ・ Corporate/M&A  
Leading Individual: 菊地 伸、桑原 聡子、棚橋 元、土屋 智弘、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、紀平 貴之、小島 義博  
Recognised Practitioner: 林 宏和
- ・ Dispute Resolution  
Leading Individual: 関戸 麦
- ・ Employment  
Leading Individual: 高谷 知佐子、荒井 太一
- ・ Insurance  
Leading Individual: 増島 雅和
- ・ Intellectual Property  
Leading Individual: 三好 豊
- ・ Investment Funds  
Leading Individual: 竹野 康造、三浦 健、大西 信治

## Client Alert

- ・ Projects & Energy  
Leading Individual: 小林 卓泰  
Up and Coming: 岡谷 茂樹
- ・ Real Estate  
Leading Individual: 小澤 絵里子  
Up and Coming: 石川 直樹
- ・ Restructuring/Insolvency  
Leading Individual: 藤原 総一郎、山崎 良太
- ・ Tax  
Leading Individual: 大石 篤史、酒井 真

### MYANMAR

- ・ General Business Law  
Leading Individual: 武川 丈士、キンチョー・チャー、ウィン・ナイン

### THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking & Finance  
Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン  
Recognised Practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
- ・ Corporate/M&A  
Leading Individual: アカラポン・ピチェードヴァニチョーク、ラッタナ・プーンソムバットラート
- ・ Projects & Energy  
Leading Individual: ジェッサダー・サワッディポン、ジョセフ・ティスティウオン

- 日本経済新聞の「企業法務・弁護士調査 2019 年」において高い評価を得ました日本経済新聞社による第 15 回「企業法務・弁護士調査」の、2019 年に活躍した弁護士ランキング（企業が選ぶ弁護士ランキング及び総合ランキング（企業票＋弁護士票））において、当事務所の弁護士が以下の通り選ばれました。

#### 企業法務分野

- 澤口 実 弁護士（企業 4 位、総合 4 位）  
菊地 伸 弁護士（企業 6 位、総合 9 位）  
石綿 学 弁護士（企業 10 位、総合 5 位）

## Client Alert

### データ関連分野

田中 浩之 弁護士（企業 5 位、総合 9 位）

岡田 淳 弁護士（企業 7 位、総合 9 位）

### 労務分野

荒井 太一 弁護士（企業 6 位、総合 4 位）

高谷 知佐子 弁護士（企業 8 位、総合 6 位）

安倍 嘉一 弁護士（総合 10 位）

#### ➤ 石黒徹法律事務所開設のお知らせ

2019 年末日をもって、森・濱田松本法律事務所の創設を牽引し、キャピタル・マーケットをはじめとする各プラクティスの発展に尽力した石黒 徹弁護士が当事務所を退所し、2020 年 1 月より「石黒徹法律事務所」を開設することになりました。

退所後、石黒 徹弁護士は森・濱田松本法律事務所のシニア・アドバイザーに就任いたします。シニア・アドバイザーとして、引き続き、当事務所の運営、キャピタル・マーケット・プラクティスの展開等について助言・支援し、個別案件でも必要に応じて連携し、また、当事務所の後進の指導にも当たる予定です。

#### ➤ 竹野 康造 弁護士が NPO 法人 LGBT とアライのための法律家ネットワーク 理事に就任しました

#### ➤ 増島 雅和 弁護士が特許庁 オープンイノベーションを促進するための支援人材育成及び契約ガイドラインに関する調査研究委員会委員に就任しました

#### ➤ 増島 雅和 弁護士が総務省 マイナポイント活用官民連携タスクフォース構成員に就任しました

#### ➤ 増島 雅和 弁護士が経済産業省「Connected Industries 推進のための協調領域 データ共有・AI システム開発促進事業／Society 5.0 の実現に向けたアーキテクチャに関する検討事業」プラント分野委員会委員に就任しました

#### ➤ 増島 雅和 弁護士が内閣府 規制改革推進会議専門委員（投資等ワーキング・グループ）に就任しました

#### ➤ 岡田 淳 弁護士が経済産業省「貿易業務の高度化に向けたデータ利活用検討会」委員に就任しました

## Client Alert

- 岡田 淳 弁護士が一般社団法人 日本 DPO 協会 顧問に就任しました
- 岡田 淳 弁護士が株式会社リクルート データ利活用に関する諮問委員会 委員に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com